

2018年7月4日

70歳まで継続雇用します！

～ “県内金融機関初” 65歳を超える継続雇用制度の導入～

株式会社京葉銀行（頭取 熊谷 俊行）は、2018年7月1日（日）より、65歳到達後も継続して働く意欲のある行員が、豊富な知識と経験を活かし、70歳まで勤務できるよう、「シニアスタッフ行員制度」を導入しましたのでお知らせいたします。

【背景】

当行では、これまでも60歳以上の高年齢者の雇用については、2013年4月1日施行の「改正高年齢者雇用安定法」に伴い「スタッフ行員制度」を一部改定し、定年退職者のうち希望者全員を65歳まで安定して継続雇用しております。

【目的】

人口減少・少子高齢化が進行する中で、質の高い労働力の確保は課題であり、65歳の雇用期限を迎えた定年再雇用者のうち、就労意欲が高く専門的な知識・経験を備えた者を引き続き70歳まで雇用することで、高年齢者に一層の活躍の場を提供してまいります。

【シニアスタッフ行員制度の概要】

	60歳(定年)	65歳	70歳
	60歳の誕生月の月末まで	65歳の誕生月の月末まで	70歳の誕生月の月末まで
雇用区分	行員	スタッフ行員	シニアスタッフ行員
雇用根拠	—	高年齢者雇用安定法に基づく定年再雇用制度	当行独自の定年再雇用制度

(1) 職務内容

渉外・金融商品販売等のコンサルティング営業や若手・中堅行員への指導職のほか、預金・貸付の知識伝承、専門資格を活かした年金相談・相続・事業承継相談業務など、個々の希望・能力に応じて当行を含むグループ会社全体で活躍の場を提供。

(2) 柔軟な勤務形態

勤務日数×勤務時間

① 15日×7時間（月間105時間）

② 全営業日×5時間（月間105時間）

※上記を基準に1ヵ月の所定勤務時間が105時間程度で、柔軟に個別の契約で定める。

京葉銀行では、今後も制度や処遇の見直しをとおして、高年齢者にとってやりがいや働きがいを感じる職場環境を整えてまいります。

以 上